

宮崎県立看護大学障がい学生支援委員会規程

平成 29 年 4 月 1 日

規程第 33 号

(趣旨)

第 1 条 宮崎県立看護大学（以下「本学」という。）に、宮崎県立看護大学障がい学生支援委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(定義)

第 2 条 この規程において、障がいのある学生とは、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）、その他の心身の機能の障がい（難病に起因する障がいを含む。以下「障がい」と総称する。）がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生をいう。

(所掌事務)

第 3 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 障がいを理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ること。
- (2) 障がいを理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領に関すること。
- (3) 障がいを理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領における留意事項に関すること。
- (4) 障がい学生の支援体制に関すること。
- (5) その他障がい学生支援に関する重要なこと。

(組織)

第 4 条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学生部長
- (2) 学部長
- (3) 研究科長
- (4) 別科助産専攻長
- (5) 入試委員長
- (6) 事務局長
- (7) その他学長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は学生部長をもって充て、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を行う。
- 5 委員長及び副委員長共に事故があるときは、委員長が指名する委員が委員長の職務を行う。

(定足数)

第 6 条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(議決)

第7条 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長は、必要があると認める場合は、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(障がい学生支援会議)

第9条 委員会に、障がい学生支援に関する各委員会や関係者間の調整を行い、具体的な支援計画を策定するため、障がい学生支援会議（以下「支援会議」という。）を置く。

2 前項の支援会議の組織運営に関する事項については、別に定める。

(事務)

第10条 委員会の事務は、事務局において処理する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て学長が定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。